

平成29年7月九州北部豪雨により被災を受けた地域の  
早期復旧に向けて

～平成29年7月九州北部豪雨により被災した公共土木施設の災害査定を開始～

- 国土交通省九州地方整備局、財務省九州財務局・福岡財務支局は、平成29年7月九州北部豪雨により被災を受けた地域の早期復旧に向け、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき申請があった公共土木施設の災害査定を、以下のとおり開始します。
- 今回、被災地の1日も早い復旧に向けて、従来より早く被災後から約1ヶ月で災害査定に着手します。また、国として、被災自治体の災害査定に要する業務等を大幅に縮減するための、事務手続きの効率化を図ることとしています。
- 【福岡県 災害査定】 ※天候によっては、延期となる場合があります。  
実施日 : 平成29年8月8日(火)～9日(水)より開始  
今回の査定実施箇所 : 朝倉市
- 【大分県 災害査定】 ※天候によっては、延期となる場合があります。  
実施日 : 平成29年8月8日(火)～10日(木)より開始  
今回の査定実施箇所 : 日田市、中津市
- 平成29年7月九州北部豪雨による公共土木施設の被害報告は、被害の大きかった福岡県で約600箇所以上(朝倉市被害箇所は現在調査中。H29.7.20現在の数字)、大分県で約1,700箇所以上となっています。(※箇所数は精査中)
- 今回の災害査定後も、引き続き災害査定を実施していきます。  
橋梁災害や大規模土砂災害など、甚大な被害が発生した箇所の災害査定については、準備が整い次第、順次、災害査定を実施していきます。
- 公共土木施設の災害査定は、主務省である国土交通省本省及び九州地方整備局職員による査定官と、財政を所管する立場から九州財務局・福岡財務支局職員による立会官が実施します。

☆取材について

・以下(詳細は別紙)のとおり。査定の進行状況次第で時間が前後する場合があります。

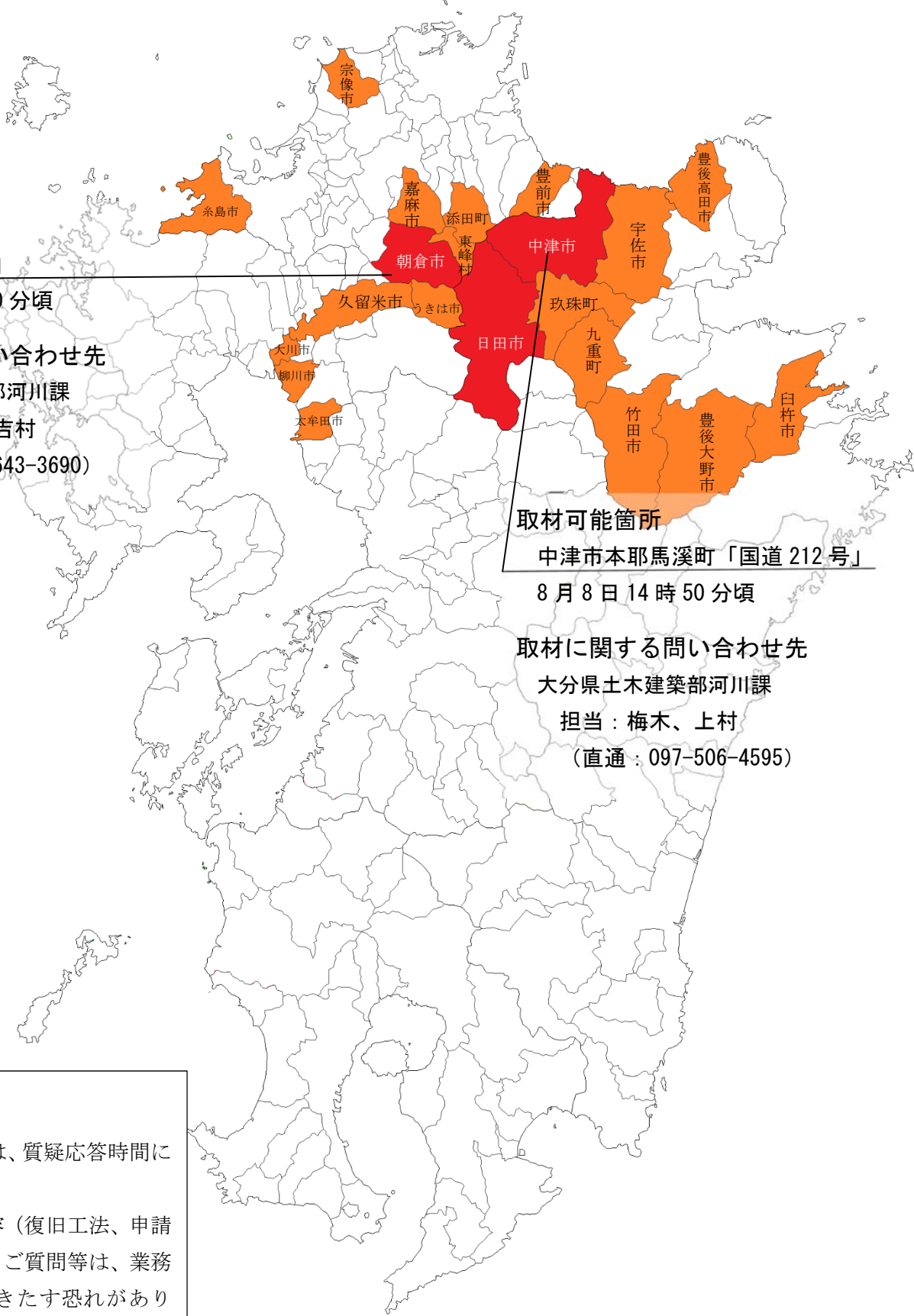
【福岡県】 現地取材対応箇所 : <sup>のとり</sup>福岡県朝倉市「野鳥川」  
日時 : 8月8日(火) 14:30 頃

【大分県】 現地取材対応箇所 : 大分県中津市本耶馬溪町「国道212号」  
日時 : 8月8日(火) 14:50 頃

【 問い合わせ先 】

国土交通省 九州地方整備局 総括技術検査官	古木 慎一	092-471-6331 (代表)
財務省 九州財務局 主計第一課長	児玉 和弘	096-353-6351 (代表)
財務省 福岡財務支局 主計課長	松尾 勝博	092-411-5062 (直通)

# 災害査定位置図



取材可能箇所  
朝倉市「野鳥川」

8月8日 14時30分頃

取材に関する問い合わせ先  
福岡県県土整備部河川課

担当：佐藤、吉村  
(直通：092-643-3690)

取材可能箇所  
中津市本耶馬溪町「国道212号」

8月8日 14時50分頃

取材に関する問い合わせ先  
大分県土木建築部河川課

担当：梅木、上村  
(直通：097-506-4595)

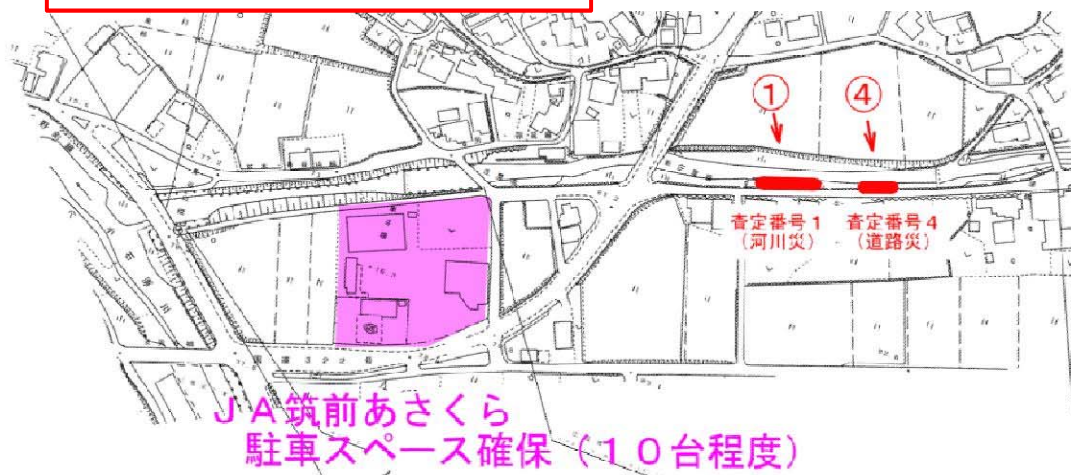
取材時のお願い  
現場におけるご質問は、質疑応答時間  
お願いいたします。  
なお、個別の査定内容（復旧工法、申請  
額、事業費等）に関するご質問等は、業務  
の円滑な遂行に支障をきたす恐れがあり  
ますので、ご遠慮頂くようお願いいたしま  
す。

※ 白文字（赤着色）は今回（8/8～）災害査定を行う市町村。  
※ 黒文字（橙着色）の自治体は平成29年九州北部豪雨により災害査定  
を予定している福岡県内、大分県内の市町村。今後、順次災害査定を  
実施予定です。

○ 箇所図



現地取材対応箇所(拡大図)  
県管理河川「野鳥川」



【別紙】  
(大分県)

位置図

中津市民病院  
下池永  
: 20,000)

現地取材対応箇所  
国道212号 中津市本耶馬溪町多志田



現地取材対応箇所

国道212号 中津市本耶馬溪町多志田



取材関係者 車両駐車場所(農道)

一般交通の支障とならないよう、  
端に寄せて駐車してください。

査定現場

規制区間

片側交互通行していますので  
一般車両に注意して渡って  
ください。

〔注意事項〕

取材当日は、現地職員の指示に従ってください。

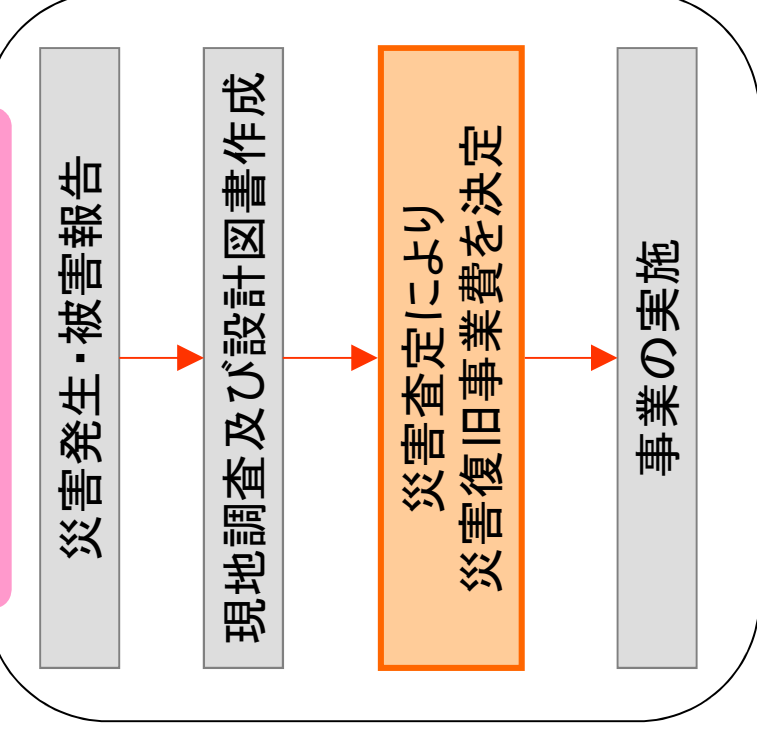
# 災害復旧関係事業について

根拠法令	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年3月31日法律第97号)
目的	自然災害により被災した公共土木施設を <u>迅速に復旧</u> することで、 <u>公共の福祉を確保</u>

## <概要>

- 我が国では、毎年豪雨や地震などにより大小様々な災害が多数発生しています。
- 国土交通省では、所管する公共土木施設(河川、海岸、砂防、地すべり、急傾斜地、道路、下水道、公園の施設、その他港湾局等に係る施設)が豪雨や地震などの異常な天然現象によって被災した場合に災害復旧を行っています。
- 地方公共団体は、災害が発生した場合には、被災箇所について災害復旧を申請し、それに基づいて災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定されます。  
(右図の「災害復旧事業の流れ」参照)

## 災害復旧事業の流れ



: 県市町村が実施
  : 国土交通省・財務省が実施

※ただし、査定前に着工する箇所については、写真が被災の事実を示す唯一の手段となるので被災状況ができるだけわかりわかるものにする。